



仮設住宅入居世帯の生活再建については、戸別訪問等により世帯ごとの状況や課題を把握し、平成26年3月に策定した生活再建推進プログラム（平成27年3月～生活再建加速プログラム）に沿って支援してまいりました。本市で被災された方の仮設住宅供与は原則5年であり、平成29年3月末までには供与が終了します。現在はこうした供与終了を迎える世帯を中心に、住まいの再建を確実に果たしていただけますよう、個別支援を強化しています。

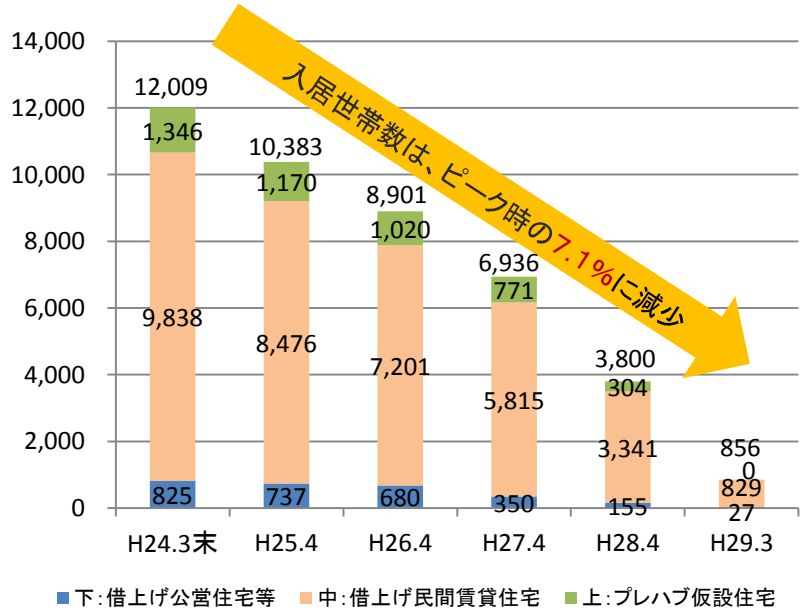
入居世帯の推移

仙台市内の応急仮設住宅には、平成24年3月末のピーク時において約1万2千世帯が入居されていましたが、住まいと暮らしの再建が進んできたことにより、現在はピーク時の7.1%にまで減少しています。

また、プレハブ仮設住宅については平成28年10月に全世帯が退去されたため、11月以降市内の仮設住宅は全て「みなし仮設住宅（借上げ民間賃貸住宅・借上げ公営住宅等）」となっています。

なお、ピーク時に仮設住宅の約82%を占めていた借上げ民間賃貸住宅(※)は、平成29年3月1日現在では約97%を占めるまでに至っています。

※ 既存の住宅ストックを大量活用した初めての事例

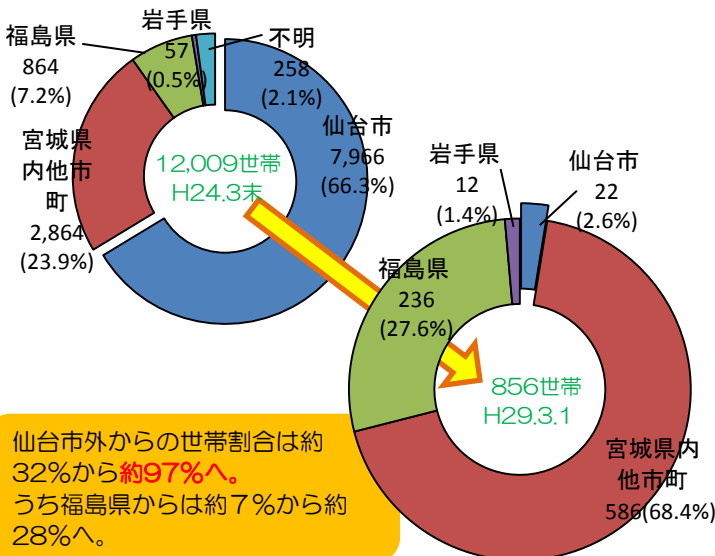


震災時の居住地と住まいの再建

東北に広く被害をもたらした今回の震災では避難も広域的に行われ、平成24年3月末のピーク時には市内仮設住宅入居世帯の約32%は市外で被災された世帯でした。現在、5年で供与が終了する仙台市内で被災した世帯の再建が進み、その結果、市内の仮設住宅入居世帯の約97%が市外で被災された世帯となっています。

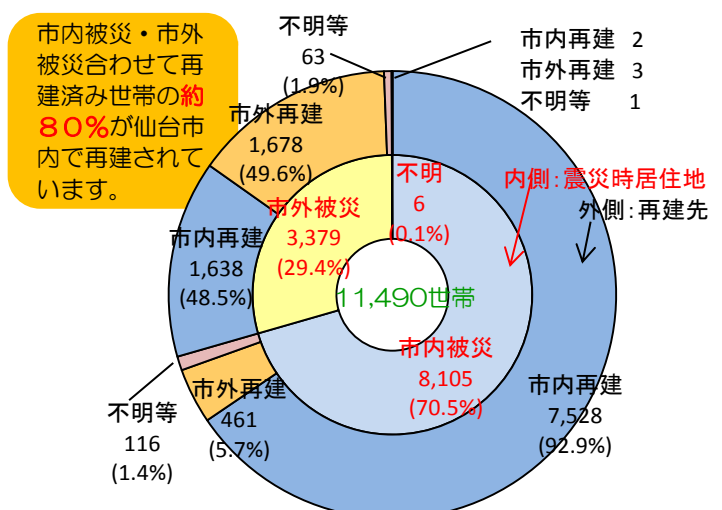
また、既に再建された世帯のうち、市内で被災された世帯の約93%、及び市外で被災された方の約49%が仙台市で再建されています。

【震災時の居住地別入居状況】



仙台市外からの世帯割合は約32%から約97%へ。うち福島県からは約7%から約28%へ。

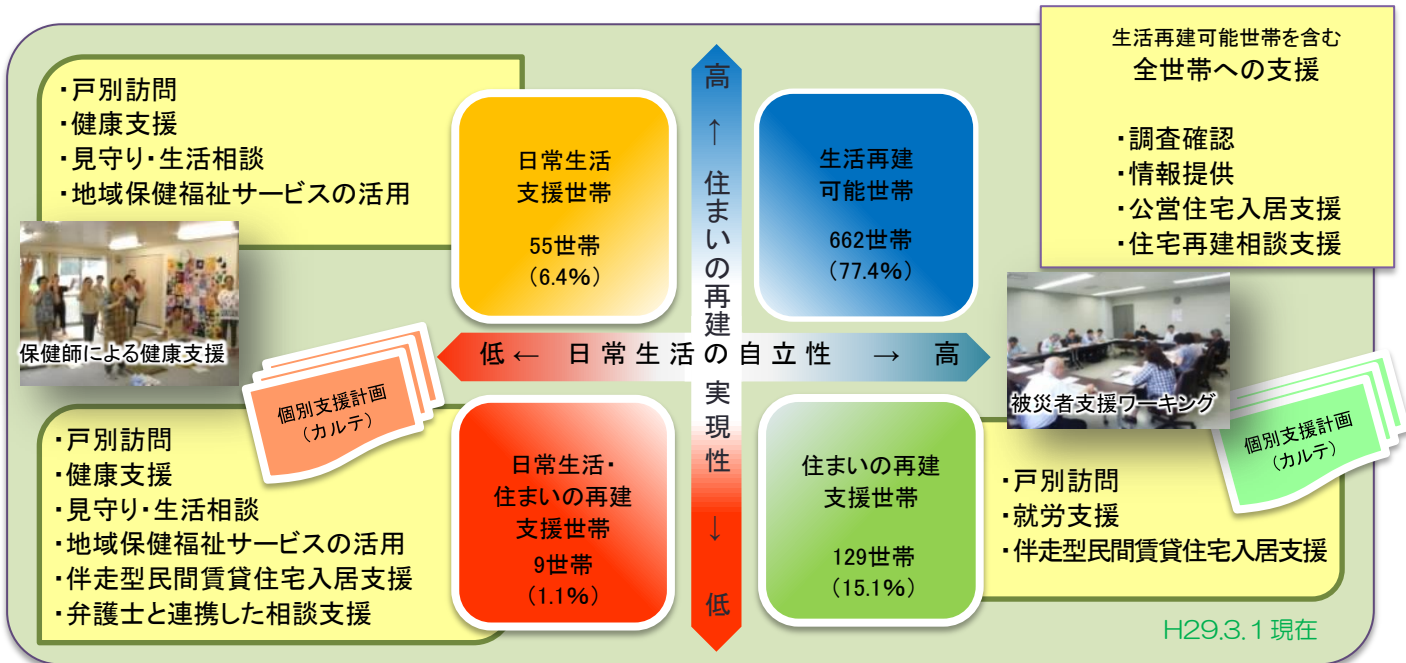
【震災時の居住地別再建先】



※H24.3末(ピーク時)以前に再建した世帯を含む。

入居世帯への支援

新たな生活の場へ供与期間内に確実に移行できるよう、課題を抱える世帯に対する移行支援策の充実・強化に加え、未だ接触できない世帯への対応や、本市で被災し市外の仮設住宅に入居されている世帯への支援にも取り組んでいます。



接触できない
市内の仮設住宅
入居世帯
1世帯

- 戸別訪問調査
- 情報提供や相談支援
- 居住実態のない世帯への退去勧奨等

市内で被災した
市外の仮設住宅
入居世帯
4世帯

- 情報提供や相談支援
(県内) 避難先市町村との連携
(県外) 交流会等での面談等

津波避難施設13カ所の整備が完了します

東日本大震災の津波により被害を受けた仙台市東部地域の再生に向けて、東部地域の13カ所に整備を進めてきた津波避難施設（タワー型6カ所、ビル型5カ所、津波避難屋外階段2カ所）が平成29年3月に、すべて完成します。



○津波避難タワー、ビル
屋外階段とスロープを使って、概ね6mの高さに設けている屋内避難スペースに避難することが可能です。24時間の滞在を想定して食料、水などを備蓄しています。津波避難タワーに消防団施設を併設したのが津波避難ビルで、今年1月に種次津波避難ビルが市内で初めて完成しました。その後、3月末までに残る4カ所の整備が完了します。

○津波避難屋外階段
学校の屋上に直接避難することが可能です。



この記事に関するお問い合わせ先 危機管理室防災計画課 Tel.214-3047